

# 民間資金等活用事業推進委員会 第20回計画部会

## 説明資料

令和元年12月20日(金)



ひと、暮らし、  
みらいのために

厚生労働省 医薬・生活衛生局

# 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」の進捗状況

| PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)に掲げる具体的取組                                                                                                                                                                                                               | 令和元年度末までの取組                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>市町村の区域を超えた広域的な水道事業者間の連携等(広域化)の推進のため、総務省と厚生労働省が連携し、各都道府県における令和4年度までの「水道広域化推進プラン」の策定を推進するとともに、先進事例の紹介等を通じ、地方公共団体の取組の支援を行う。</p>                                                                                                                   | <p>総務省及び厚生労働省で連携し、「水道広域化推進プラン」の策定を支援するため、マニュアルを策定し、周知した。<br/>また、改正水道法の説明会や公営企業担当者向けの説明会を実施し、広域化の推進のため、先進事例を紹介するなど、地方公共団体の取組への支援を行った。</p>                                                                                                                                                     |
| <p>平成26年度から平成30年度までの集中強化期間中の数値目標については、事業実施に向けて具体的な検討を行っている段階の6件を達成した。ただし、6件のうち実施方針の策定まで到達している案件はなく、また、平成30年12月に水道法の一部を改正する法律が成立したところであるため、引き続き重点分野とし、確実かつ合理的なコンセッション事業とするための留意事項をガイドラインとして取りまとめる等の支援を行うことにより、実施方針の策定に向けてコンセッション事業の着実な導入促進を図る。</p> | <p>令和元年10月1日の改正水道法の施行に合わせ、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を発出するとともに、コンセッション方式を導入するにあたり、地方公共団体が事前に検討すべき事項及び事業を導入・実施する際の手順等を実務的に解説する「水道事業における官民連携に関する手引き」を改訂した。<br/>また、宮城県・大阪市など先導的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言や意見交換を行っており、宮城県において実施方針に関する条例案を議会に提出しているところ。</p> |

# 「PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)」の進捗状況

| PPP/PFI推進アクションプラン(令和元年改定版)に掲げる具体的取組                                                                                                                                  | 令和元年度末までの取組                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>水道事業にコンセッション事業を活用することにより民間経営の原理を導入することが、広域化と併せ水道事業の長期的な健全性の確保にとって有効な方策であることについて、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例を含め、国が率先して示すことにより、地方公共団体によるコンセッション事業等の民間活用を強力に後押しする。</p> | <p>厚生労働省が主催する「水道分野における官民連携推進協議会」や「水道の基盤強化のための地域懇談会」等において、コンセッション事業等に関する国の取組状況について情報提供を行うとともに、広域化を契機としてPPP/PFIを活用している事例等、先行的に取り組んでいる事例を紹介することなどにより、地方公共団体によるコンセッション事業の活用を促進した(官民連携推進協議会は、令和元年度は計4回実施予定(3回は実施済)、地域懇談会は、令和元年度は計5回実施済)。</p> |
| <p>水道事業におけるコンセッション制度の運用について、事業の安定性、安全性、持続性の確保に留意する観点から、新たな許可制度の運用について詳細を検討する。</p>                                                                                    | <p>令和元年10月1日の改正水道法の施行に合わせ、水道施設運営権の設定に係る厚生労働大臣の許可に関する審査についての基本的な考え方を定めた「水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン」を発出した。</p>                                                                                                                             |
| <p>水道分野において先導的に取り組む地方公共団体に対しては、案件形成に向けて他分野での先進的な取組事例に関する情報提供や助言等により継続的な支援を行う。</p>                                                                                    | <p>水道分野における官民連携推進協議会において、他分野である工業用水道分野の動向等に関する情報提供等を実施するとともに、宮城県・大阪市など先導的に取り組む地方公共団体に対して技術的助言や意見交換を行った。</p>                                                                                                                             |

# 改正水道法に基づく広域連携の取組の推進(イメージ図)

## 厚生労働省

### 基本方針(改正水道法第5条の2)

水道の基盤を強化するための基本的な事項、施設の計画的な更新、健全な経営の確保、人材確保・育成、広域連携の推進等について定める。

### ＜都道府県・水道事業者等への支援＞

- 計画策定に関するガイドラインの公表、懇談会等における優良事例の横展開等の技術的支援
- 広域連携、耐震化、台帳整備等への財政的支援

## 都道府県

### 都道府県の責務(改正水道法第2条の2)

水道事業者等の広域的な連携を推進するよう努めなければならない

基本方針に基づき策定

### 水道基盤強化計画(改正水道法第5条の3)

#### 水道の基盤強化に向けた具体的な実施計画

水道事業者等の間の広域連携等を含む水道の基盤強化に向けた実施計画であり、計画区域内の連携等推進対象区域を設定し、広域連携を行うに当たり必要となる施設整備の内容等を具体的に定める。

#### 計画区域

##### 連携等推進対象区域①

- ・構成自治体(A市・B市)
- ・連携内容(水道事業の統合等)
- ・施設整備内容(連絡管整備事業)

##### 連携等推進対象区域②

- ・構成自治体(C市・D市)
- ・連携内容(管理システムの統合等)
- ・施設整備内容(システム整備事業)

##### 連携等推進対象区域③

- ・構成自治体(X市・Y市)
- ・連携内容(浄水場の共同設置等)
- ・施設整備内容(浄水場整備事業)

意見

### 広域的連携等推進協議会(改正水道法第5条の4)

広域的な連携の推進に関して協議を行うために都道府県が設置

(構成員)

- ・都道府県
- ・市町村
- ・水道事業者
- ・水道用水供給事業者
- ・学識経験者、その他都道府県が認める者

### 水道広域化推進プラン

平成31年1月25日付け総務省、厚生労働省連名通知により、都道府県に対して2022年度末までの策定を要請。

水道基盤強化計画の策定を見据え、多様な広域化のシミュレーションを実施し、その具体的効果を比較した上で、広域化の推進方針及びこれに基づく当面の具体的取組の内容やスケジュール等を記載。最終的には水道基盤強化計画に引き継がれることを想定。

広域化以外の記載事項も検討し、都道府県水道ビジョンに移行可能

相互に反映可能

広域化の記載内容を活用しつつ、充実させることにより策定可能

### 都道府県水道ビジョン

50～100年先を視野に入れた将来(当面10年程度)の水道の理想像を設定。

その実現に向けて、圏域を設定した上で、広域化、耐震化、水資源の有効活用等、様々な分野に関して今後の方向性を明示。

## 水道事業者等

### 水道基盤強化計画に基づく広域連携の推進

- ・施設の適切な維持管理
- ・水道施設の計画的な更新
- ・水道施設台帳の整備
- ・アセットマネジメントの実施
- ・水道事業の基盤強化に向けた取組等
- ・収支見通しの作成及び公表

# 新たなコンセッション制度の運用のための関連規定・ガイドライン等の策定

改正水道法の施行(令和元年10月)に合わせ、新たなコンセッション制度の運用のための関連規定を整備するとともに、許可審査についての基本的な考え方や留意事項等を定めたガイドライン、水道事業者等が事前に検討すべき事項や導入・実施の際の手順を実務的に解説する手引きを策定。

## 改正水道法 (令和元年10月施行)

- 水道施設運営権の設定の許可(第24条の4)
- 許可の申請(第24条の5)
- 許可基準(第24条の6)
- その他関連事項(第24条の7～第24条の13)に関する規定を新設

省令委任  
事項

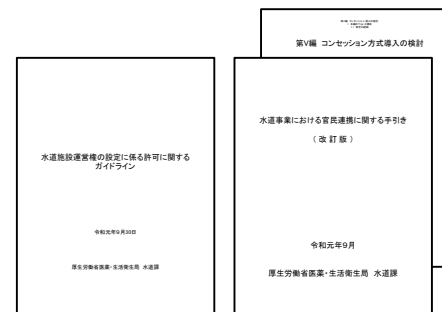
## 水道法施行規則 (令和元年9月改正)

- 許可の申請に係る提出書類(第17条の9)
- 実施計画書の記載内容(第17条の10)
- 許可基準の技術的細目(第17条の11)等に関する規定を整備

制度運用の詳細

## 水道施設運営権の設定に係る許可に関するガイドライン (令和元年9月策定)

- 許可の基準や許可の際の留意事項
- 許可申請時の提出書類や実施計画書等の記載内容等を項目ごとに解説し、厚生労働大臣が許可審査を行う際の基本的な考え方を示す



## 導入検討のための参考資料

## 水道事業における官民連携に関する手引き (令和元年9月改訂)

- 水道事業において想定される官民連携手法について、各手法の特徴や、導入に当たって検討すべき事項等を実務的に解説。
- 第V編としてコンセッション方式導入の際の事前検討事項や実施手順についての解説を新たに加える等の改訂を実施。

- 都道府県・水道事業者等に通知するとともに、官民連携協議会や地域懇談会等を活用して周知・説明
- これらに則り、新たな制度を適切に運用することで事業の安定性、安全性、持続性を確保

# 水道分野における官民連携推進協議会

我が国の水道分野(水道事業及び工業用水道事業)が抱える様々な課題に対して、コンセッション方式を含む官民連携の推進や広域化など多様な形態による運営基盤の強化を推進することが不可欠である。そのため、厚生労働省と経済産業省が連携し、官民連携に一層取り組みやすい環境を整え、水道事業者等と民間事業者との連携(マッチング)を促進することを目的とした「水道分野における官民連携推進協議会」を全国各地において開催している。

## 平成30年度の実施内容例

### ○先進事例及び国の取組の発表

- ・水道事業者及び民間事業者の取組発表(例)
  - 下水道事業へのコンセッション方式の導入について(水道事業者)
  - 上工下水一体官民連携運営について(水道事業者)
  - 官民連携の導入事例と参考ツールについて(民間事業者)
- ・厚生労働省、経済産業省の取組発表

### ○グループディスカッション

水道事業者は事業が有する課題、民間事業者は各自が有する水道に関する技術・事業内容を発表し、ディスカッションする。

### ○フリーマッチング

民間事業者が、それぞれ希望する水道事業者と自由に意見交換を行う。

## 開催実績

| 年度     | 開催実績                               |
|--------|------------------------------------|
| 平成22年度 | 3回                                 |
| 平成23年度 | 3回                                 |
| 平成24年度 | 5回                                 |
| 平成25年度 | 4回                                 |
| 平成26年度 | 4回                                 |
| 平成27年度 | 4回                                 |
| 平成28年度 | 4回                                 |
| 平成29年度 | 4回                                 |
| 平成30年度 | 4回                                 |
| 令和元年度  | 神奈川(9月)、大阪(11月)、<br>福岡(12月)、長野(2月) |

### ※平成30年度参加実績

- (第1回:16水道事業者、36民間事業者、85人)
- (第2回:14水道事業者、34民間事業者、83人)
- (第3回:14水道事業者、38民間事業者、108人)
- (第4回:15水道事業者、30民間事業者、78人)

### ※令和元年度参加実績

- (第1回:12水道事業者、36民間事業者、83人)
- (第2回:20水道事業者、37民間事業者、110人)



グループディスカッション



■ : 既開催都道府県

# コンセッション制度の導入に先進的に取り組む水道事業者等に対する支援

改正水道法に基づく新たなコンセッション制度の導入に先進的に取り組む水道事業者等に対して、水道施設運営権の設定に係る許可申請に向けた技術的助言や意見交換を実施するなど継続的に支援を実施し、コンセッション事業の着実な導入を図る。

## 宮城県

### <概要>

- 上工下水一体の「みやぎ管理運営方式」として、浄水場や処理場の運転管理、薬品・資材等の調達、設備の修繕・更新工事等を業務内容としたコンセッション事業
- 事業期間は20年間

### <スケジュール>

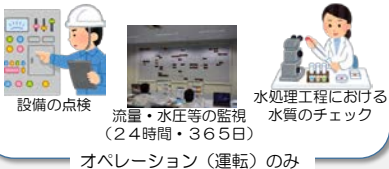
- 実施方針条例案を11月議会に提出
- 令和2年3月 募集要項等公表・募集開始
- 令和3年6月又は9月議会 運営権設定提案・議決
- 令和4年4月から事業開始

(上記は現時点の予定であり、今後、状況に応じて随時変更される可能性がある)

### 県が事業全体を総合マネジメント

#### 民間事業者の業務

※事業期間20年間



#### 県の業務



(宮城県資料より)

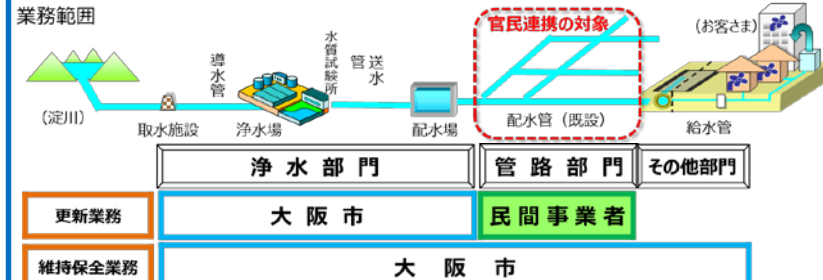
## 大阪市

### <概要>

- 管路更新業務全般を業務内容としたコンセッション事業
- 事業期間は15年程度を想定

### <スケジュール>

- 令和元年度中に実施方針条例案を提出予定
- 募集手続き等を経て、令和4年度以降に事業開始予定



民間事業者：管路更新業務全般（施工計画の策定から設計、発注、施工、施工監理まで）

大阪市：管路更新以外の施設更新、維持保全（管路含む）等

(大阪市資料より)

- その他、地方公共団体が実施する官民連携導入に向けた調査、検討及び計画策定等に関する事業に要する経費の一部について財政支援を実施。